

平成 20 年 5 月 19 日

高橋 均

今後の進め方等について（メモ）

前回の有識者懇談会（4 月 23 日実施）において行われた岩原先生の「監査役制度の直面している諸問題と監査役制度の見直し」の解説において、大方の論点が集約していると思われるので、主に岩原先生の論稿にそって、今後の進め方に関して若干の私見を申し述べたい。

1. 監査役として可能な妥当性判断の具体的射程と根拠（出発点）

監査役の権限として、適法性監査に限定すべきか妥当性監査に及ぶかという論点については、会社法で規定された監査報告の内容の大幅な拡充や監査役に付与された各種の同意権等から、岩原先生は、少なくとも適法性監査に限定するという通説に必ずしもこだわらなくてよいと主張されているように読める¹。すると、監査役が、株主と経営者との間の調整機関としての具体的な役割を果たす議論を行うためには、妥当性についても判断する局面があり得ることから、今後議論を進める上での大前提はクリアーしていると考えてよいであろう。

すると、次の論点は、監査役が妥当性判断を行うことができる具体的な射程とその根拠理由を整理する必要がある。岩原先生は、監査役の判断事項として、①政策的要素が低いこと、②経営者からの独立性の高い判断が求められるようなこと、を業務執行や妥当性監査の事項の要件として挙げられている。それでは、上記の要件に該当する具体的な事項と、上記要件以外に考慮すべき要件は考えられないか検討を要するものと思われる。本論点が、全体の出発点であるだろうとの認識に基づくと、この点について、まずは集中的に議論することが考えられるのではないか。

2. 現行法規定との関係（実態の整理・検証）

確かに、現行法において、監査役は、取締役の違法行為差止請求権等の是正権限、取締役からの調査・報告権限、監査役や会計監査人の地位に関する権限を持っているが、実際に発動されているケースは少ないといわれている。この実態の背景は何なのか、例えば、取締役に実質的に人事を掌握されていることが本質的な問題なのか、取締役の選任・解任権を監査役が保持すれば解決するのかなどについて、実態を今一度整理する必要がある。このためにも、神作先生の報告（5 月 15 日）があったように、ドイツの

¹ 岩原先生は、この点を「原則は適法性監査に限られるものの、個別の監査役権限に関しては、妥当性監査を認めたり、場合によっては監査役が業務執行そのものを担うことが認められてきたわけであり、そのような権限を認めることは監査役に関する法体系に反するためにもそもそもあり得ないということは言えないと思われる」と表現されている（6 頁参照）。

監査役制度には存在する取締役の選任・解任権が実質的な監査役制度の機能強化に役立っているのか（特に、不祥事防止等）検証してみることも考えていいのではないか。

3. 会計監査人との関係

会計監査人との関係では、会計監査人の選任と報酬の決定のあり方が大きな論点の一つである。この点に関しては、岩原先生は、委員会設置会社との対比に触れ、例えば、委員会設置会社の監査役は取締役でもあることから、取締役会のメンバーとして計算書類や財務諸表等を作成する立場にあり、会社の会計部門や内部統制部門に対して指揮・命令権を有していることを根拠に、会計監査人の選任議案の決定権限が監査委員会にあると指摘しておられる²。しかし、監査役にも内部統制部門に対して、指揮・命令を行うことを否定していない主張がある中で³、本当に監査役が会計監査人の選任議案や報酬の決定ができないことなのか議論の余地があろう。

また、実質的にも、監査委員は、取締役会のメンバーとして会社の財務状況全体について把握していることから報酬決定も行いやすいとの主張をされているが、非常勤で社外である監査委員と監査役との間で、それほどの有意差があるのかという論点もある。監査役でも、日常的な監査活動や会計監査人との連携、財務部門からの報告・聴取等により、監査報酬や会計監査人の選任決定権は、監査役の資質や監査実態に基づいた点から困難ということには、一概にはいえないとも思われる。本件は、寧ろ、会計監査を受ける立場にある会社執行部門が、会計監査人の報酬や選任を実質的に決定していることの外形的な問題や、会計監査人自身の意見・主張等も整理した上で、本件の議論を進めるか否か判断してもよいであろう。

4. 社外監査役の独立要件と運用

監査役が一定の役割を果たしているとの評価は、株主や投資家に対する開示を通じて行われることになるが、監査役の判断内容もさることながら、信頼たりうる独立要件の精査も重要な検討項目である。欧米では、社外性よりも独立性を重んじているのは事実であるが、欧米でもCEOの友人が社外取締役に就任している例も多いようであり、またエンロン事件等を防げなかったことも事実である。かかる問題があるにもかかわらず、なお市場からの一層の信頼性確保のための客観要件として、社外監査役の独立要件の厳格化の問題と、その要件を満たす社外監査役（独立監査役）の監査役会での位置付け（過半数要件化、監査役会議長への就任）についても検討に値しよう。

² 8頁。

³ 解釈論として、監査役が内部統制部門を指揮してもよいとする意見もある。森本滋ほか「シンポジウム検証・会社法改正」〔前田雅弘発言〕私法66号78頁（2004年）。

5. 株主代表訴訟関連

監査役が不提訴理由書を通じて、特に取締役に関与しているにもかかわらず当該取締役を提訴しないとの判断を行うなど、会社法で新たに規定された不提訴理由書制度は、監査役の調査の実質性が問う意味で、重要な規定である。確かに、不提訴理由書の記載を充実化させ、裁判所の審理に影響を与えるような運用面での工夫の余地はあるが、他方で、本来の不提訴理由書制度の立法趣旨（提訴請求者に不提訴の理由を開示するということは、株主代表訴訟の濫用的行使の防止等）を更に後押しするような法令化の可能性も検討の余地があるように思われる。

6. 監査役の実効性

監査役が一定の範囲で妥当性監査にかかわる項目まで判断を行うとすれば、同時に、監査役の実効性について、見直す必要があるとの岩原先生の主張は、その通りであろう。権限と責任は表裏一体であるからである。もっとも、監査役の実効性の拡充については、監査役の具体的権限の射程を念頭におきつつ取締役の実効性規定と対比しながら、検討することになる。

以 上